

令和元年6月4日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03324

研究課題名(和文) 国際司法裁判所における管轄権拡張法理とその問題点

研究課題名(英文) Extension of Jurisdiction of the International Court of Justice and its Problems

研究代表者

玉田 大 (Tamada, Dai)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：60362563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：近年の国際司法裁判所の判例を分析した結果、国家自身の権利侵害ではなく、対世的義務違反に依拠した原告適格を認める新傾向が明らかになった。一言で言えば、国際司法裁判所において「客観訴訟」が認められているということが出来る。ただし、一見すると大転換に見えるこの新傾向に関しては、伝統的な判例を分析した結果、かなり古い判例(1920年代)から既にその萌芽がみられることが確認された。すなわち、明白なものではないものの、従来から客観訴訟の可能性自体は認められていたと考えられる。他方、最近の判例では、客観訴訟の可能性を制約するものも見られるようになっており、今後も議論が継続するものと思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際司法裁判所における客観訴訟の可能性は、今後の日本の国際訴訟戦略を考える上で極めて重要である。第1に、対世的義務違反を根拠として、自国(日本)が直接的に権利侵害を被っていない場合であっても、他国を提訴する可能性が生まれる。第2に、客観訴訟の可能性は、日本が被告として訴えられる可能性をも広げる。既に研究において明らかにしたように、捕鯨事件(2014年判決)は客観訴訟の一形態であり、日本は被告として客観訴訟を経験済である。加えて、例えば沖ノ鳥島を巡る権原紛争に関しては、国際社会の全ての国に拘わる問題であるという構成が可能であり、客観訴訟が提起される危険が否定できない。

研究成果の概要(英文)： Analysis of the recent case law of the International Court of Justice allowed us to conclude that a State, which has not suffered any breach of its own right, is entitled to hold standing before the ICJ on the basis of a breach of obligation erga omnes. In one word, this is an admission of "objective litigation" in the ICJ. Even though, however, it seems to be a radical change of paradigm, this new tendency was found to be based on a traditional case law of 1920. On the other hand, a recent case has shown another tendency to limit the scope of the objective litigation, thus requiring us to discuss continuously the phenomenon.

研究分野：国際法

キーワード：国際司法裁判所 管轄権 客観訴訟 訴えの利益 当事者適格 原告適格 捕鯨事件 対世的義務

1. 研究開始当初の背景

2016年度に研究を開始するに際して、その時点における国際司法裁判所(ICJ)の判例動向が学問上・実務上大きな問題となっていた。というのも、2012年の引渡訴追事件判決と2014年の捕鯨事件において、ICJが客観訴訟を認めているように解されたためである。そのため、俄かに国際裁判における客観訴訟、民衆訴訟、訴えの利益、当事者適格、原告適格、対世的義務といった諸概念に関する再検討を要する状況が生じていた。同時に、ILCの議論状況、Institutの決議など、学説状況も大きく変動している時期であり、ICJの判例に大きく影響を与えたと考えられた。そこで、まずはICJ以前の常設国際司法裁判所(PCIJ)の判例に遡って、これまでの国際判例において議論されてきた民衆訴訟(客観訴訟)が本当に否定・排除されているのか否かを検討することにした。また、その関連で、最も重要となる南西アフリカ事件(1962年判決、1966年判決)の再検討が必要になることが明らかであった。また、従来の議論はかなりの程度錯綜しており、議論の筋が見えにくくなっていた。特に、国家責任法の観点からは、詳細な権利義務カタログの分類に則った訴訟類型の細分化が求められていたが、国際裁判法ではそうした議論の土台もなく、どのように対応すべきか、かなり悩ましい状況であった。そこで、まずは「訴えの利益」概念に取りかかることにした。当事者適格・原告適格といった概念の背景にあるのが「訴えの利益」であるが、国際裁判ではほとんど定式化されていなかったため、関連文献・関連判例も極めて少ない状況であったため、国内法上の概念を参照することを余儀なくされることが予想された。また、国際裁判における「訴えの利益」を論じているのが、フランス語圏の国際法学者に限定されていることも懸念された点である。いずれにせよ、こうした関心・懸念が研究開始当初の状況であった。

2. 研究の目的

第1に、ICJにおいて客観訴訟が容認されたと言えるのか否かを判例分析から明らかにすることである。上記のように、2012年と2014年の2つの判決を通して、本当にICJが客観訴訟を認めるに至ったのか否か、丁寧な分析を要する。伝統的に、国際裁判は主観訴訟であり、直接的な利害関係を有する(直接的に権利を侵害された)国家のみが当事者適格を有すると解されてきたからである。他方で、学説上は客観訴訟(民衆訴訟)を容認する見解も多く、特に1970年以降には急速に「国際共同体」概念や「国際共通利益」概念を根拠とした客観訴訟容認論が提唱されてきた。まずはこれらの議論を整理し、判例の位置付けを明らかにすることが目的であった。

第2に、客観訴訟が容認されると解される場合の適用要件を明らかにすることである。判例上は、管轄権根拠が存在している場合、受理可能性要件の中でスタンディングを拡張するという方策がとられていたため、この点の区別の根拠を明らかにする必要がある。

第3に、客観訴訟の拡張可能性である。上記のように適用要件を明らかにすることと表裏一体の関係にはあるが、例えば日本が客観訴訟を利用して提訴されるような事態が容易に想定される。そのため、客観訴訟の射程を明らかにし、その範囲と限界をも同時に明らかにしておく必要がある。幸いにも、2016年に関連するICJ判決(核軍縮交渉義務事件)が下されており、この判決の分析を通じて、客観訴訟の開始が一定程度限定されているか否かを検討することとなった。

3. 研究の方法

伝統的な実証主義手法に依拠している。第1に、国際判例の分析であり、関連する判決や勧告的意見を網羅的に分析した。第2に、国際裁判に関する学説であり、特に近年顕著となっている国際共通利益概念に依拠した司法積極主義の議論を如何に評価すべきかが問われる。第3に、国内訴訟法の分析である。国際裁判上の諸概念は未発達(関連判例が少ないため)であることが多いため、どうしても国内法を参照する必要がある。特に「訴えの利益」概念は、伝統的に法の一般原則と解されてきており、国内訴訟法を参照することがそもそも求められている。第4に、法理論の分析も行った。特に「訴えの利益」は訴訟法の内部に止まる概念ではなく、三権分立や機能配分といった国家統治機構に拘わる論点を含んでいる。問題となるのは、こうした国内法上の議論を(そうした基盤のない)国際裁判に如何に導入・転用できるか、という点である。この点で、法理論を介在させることによって、議論の抽象化(国際法と国内法の垣根を一定程度取り払う)を目指した。ただ、この4点目については、今回の研究においては大きな成果・効果をもたらしたとまでは言えないものに終わった。

4. 研究成果

客観訴訟の成立要件と背景理念について明らかにした。対世的義務の違反が生じていると主張される場合、国際社会のあらゆる国(あるいは多数国間条約のすべての締約国)がICJに提訴し、(管轄権根拠があることを前提として)違法行為の認定と停止を求めるスタンディング(当事者適格)を有することになる。実務的にも極めて重要な帰結を有する。例えば、沖ノ鳥島の

法的地位を巡る日本と中国・韓国の間「紛争」に関しては、海洋地形の権原が対世的性質を有することから、国際社会の全ての国が法的利益を有し、その結果、客観訴訟が可能となる(ただし、ICJではなく、UNCLOS 附属書 VII 仲裁が想定される)。また、日本が2019年7月から再開する商業捕鯨に関して、一部のUNCLOS上の義務が対世的性質を有すると考えられることから、同じように客観訴訟を提起される危険を有している。このように、客観訴訟は潜在的に極めて大きな可能性を有しており、逆に提訴される可能性のある国家にとっては危険な手続となる。現在まで、ICJの判例では客観訴訟を大きく制約する適用要件や原理は示されておらず、今後の判例動向をフォローする必要はあるが、少なくとも現行の判例状況では、上記のような客観訴訟の可能性を否定できない。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計28件)

- 1) Dai Tamada, "UNCLOS Dispute Settlement Mechanism: Contribution to the Integrity of UNCLOS", *Japanese Yearbook of International Law*, vol.61 (2018) [March 2019], pp.132-166. 査読あり
- 2) 玉田大「国際法上の完全賠償原則—ホルジョウ定式の再検討」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム—小寺彰先生追悼論文集』(有斐閣、2019年3月)313-331頁。査読無し
- 3) 玉田大「WTO 紛争解決手続における先例拘束原則」日本国際経済法学会年報 27号(2018年11月)116-137頁。査読あり。
- 4) Dai Tamada, "The UNCLOS Dispute Settlement Mechanism: Effectiveness and Limitations", *Kobe University Law Review*, vol.51 (2018) [March 2019], pp.24-39. 査読なし。
- 5) Dai Tamada, "The Japan-South Korea Comfort Women Agreement: Unfortunate Fate of a Non-Legally Binding Agreement", *International Community Law Review*, vol.20, no.2 (2018), pp.220-251. 査読無し
- 6) Dai Tamada, "Applicability of the Excess of Power Doctrine to the ICJ and Arbitral Tribunals", *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, vol.17, no.1 (2018), pp.251-270. 査読あり。
- 7) 玉田大「国際裁判における客観訴訟論」国際法外交雑誌 116巻1号(2017年5月)1-28頁。査読あり。
- 8) Dai Tamada, "'Conflict of Interests: Liberalisation of Foreign Direct Investment Versus Security Interest", in Dai Tamada and Philippe Achilleas (eds.), *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations* (Springer, Springer Briefs in Economics, Kobe University Social Science Research Series, 2017), pp.101-111. 査読無し。
- 9) 玉田大「再生可能エネルギー固定価格買取制度の法的問題—投資協定仲裁における争点—」RIETI Discussion Paper Series 17-J-060 (2017年10月)1-34頁。査読有り。
- 10) 玉田大「核軍備競争の停止と核軍備の縮小に関する交渉義務事件(マーシャル諸島対英国)(先決的抗弁判決・2016年10月5日)」国際法外交雑誌 116巻2号(2017年8月)97-114頁(浅田正彦と共著)。査読無し。
- 11) 玉田大「紛争解決と履行確保—条約の実現手段」法学教室 441号(2017年6月)99-104頁。査読無し。
- 12) 玉田大「世界遺産条約—観光促進か遺産保護か?」法学教室 436号(2017年1月)117-123頁。査読無し。
- 13) 玉田大「知財紛争における ISDS の実効性—Philip Morris 事件から得られる示唆—」一般財団法人知的財産研究教育財団・知的財産研究所『国際知財制度研究会』報告書(平成28年度)(2017年3月)75-95頁。査読無し。
- 14) 玉田大「国連海洋法条約附属書 V 調停事件(東チモール/オーストラリア)権限抗弁に関する決定(2016年9月19日)」神戸法学雑誌 66巻3・4号(2017年3月)119-134頁。査読無し。
- 15) 玉田大「竹島紛争は国際司法裁判所に持ち込めない?—国際紛争の処理における国際裁判の役割(1)—」森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤澤巖・北村朋史編『国際法で世界がわかる—ニュースを読み解く32講—』(岩波書店、2016年12月)245-253頁。査読無し。
- 16) 玉田大「国際裁判には従わなくてもよい?—国際紛争の処理における国際裁判の役割(2)—」森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤澤巖・北村朋史編『国際法で世界がわかる—ニュースを読み解く32講—』(岩波書店、2016年12月)254-262頁。査読無し。
- 17) Dai Tamada, "Unfavourable but Unavoidable Procedures: Procedural Aspects of the Whaling Case", in Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada (eds.), *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment* (Brill/Nijhoff, 2016, Queen Mary Studies in International Law, vol.23), pp.163-192. 査読無し。
- 18) 玉田大「座談会 TPP 協定と知的財産」(奥村洋一、別所弘和、玉田大、横山久芳、相澤英孝〔司会〕) *Law & Technology* 73号(2016年10月)1-17頁。査読無し。
- 19) 玉田大「国家補助規制と投資保護義務の抵触問題」RIETI Discussion Paper Series 16-J-051 (2016年9月)1-30頁。査読有り。
- 20) 玉田大「ニカラグア沿岸から200海里以遠のニカラグアとコロンビアの間の大陸棚境界画

- 定問題事件（ニカラグア対コロンビア）先決的抗弁判決（2016年3月17日）」神戸法学雑誌 66巻2号（2016年9月）163-186頁。査読無し。
- 21) 玉田大「フィリピン対中国事件（国連海洋法条約付属書 VII 仲裁裁判所）管轄権及び受理可能性判決（2015年10月29日）」神戸法学雑誌 66巻2号（2016年9月）125-161頁。査読無し。
 - 22) 玉田大「Web 解説 TPP 協定 26.1 透明性及び腐敗行為の防止（本則）」ver.1（2016/6/22）, ver.2（2016/8/12）, ver.3（2016/9/26）RIETI Web 解説 TPP 協定（2016年8月）1-6頁。査読無し。
 - 23) 玉田大「海賊行為に対する普遍的管轄権の行使—学説の状況」鶴田順編著『海賊対処法の研究』（有信堂高文社、2016年6月）98-112頁。査読無し。
 - 24) 玉田大「化学兵器禁止条約—大量破壊兵器の国際的規制」法学教室 429号（2016年6月）118-124頁。査読無し。
 - 25) 玉田大「日本の ICJ 選択条項受諾宣言と留保」国際法学会エキスパートコメント No.2016-2（2016年5月）1-4頁。査読無し。
 - 26) 玉田大「Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定」ver.1（2016/4/26） RIETI Web 解説 TPP 協定（2016年4月）1-5頁（川島富士雄と共著）査読無し。
 - 27) 玉田大「Web 解説 TPP 協定 25 規制の整合性」ver.1（2016/4/8）, ver.2（2016/9/26） RIETI Web 解説 TPP 協定（2016年4月）1-3頁。査読無し。
 - 28) 玉田大「フィリピン対中国事件仲裁裁判所（国連海洋法条約付属書 VII）管轄権・受理可能性判決（2015年10月29日）」東アジア国際法秩序研究協議会 2015 年度活動報告書（2016年）157-197頁。査読無し。

〔学会発表〕（計 21 件）

- 1) Dai Tamada, “State aid in ISDS and its Implications for JGC v. Spain”, Kobe Seminar on International Economic Law 2016: “Legal Issues Arising from State Capitalism: New Trend in International Economic Law”, 7 June 2016, Kobe University.
- 2) 玉田大「国際裁判における民衆訴訟論」国際法学会 2016 年度大会、2016年9月9日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ
- 3) Dai Tamada, “Introduction and Discussion: Whaling in the Antarctic”, Book Forum “Whaling and the Antarctic”, Queen Mary University of London, London, UK, 23 September 2016.
- 4) Dai Tamada, “Regulation of Foreign Direct Investment for the Reason of Security: Analysis of CETA”, Second International Symposium of INGEER (International Group of Experts on Export Regulations), Theory and Practice of Export Regulations, 2nd Edition, “International Trade Law and Export Regulations”, 21-22 November 2016, Université de Caen-Normandie, Caen, France
- 5) 玉田大「南シナ海事件（フィリピン対中国）仲裁判断（2016年7月12日）」（鶴田順と合同報告）東アジア国際法秩序研究協議会、アルカディア市ヶ谷（私学会館）、2016年12月22日
- 6) Dai Tamada, “Results of the Tobacco Plain Packaging Cases in ISDS: End of Controversy?”, Kobe Seminar on International Investment Law 2017, “Struggle with the Public Aspect of ISDS: Controversy and Future Model”, 27 January 2017, Kobe University
- 7) Dai Tamada, “Investment Chapter of TPP: Should We Forget or Maintain?”, Xiamen University-Kobe University International Economic Law Seminar, 21 March 2017, Xiamen University, China
- 8) Dai Tamada, “Procedural Issues of Maritime Dispute Settlement”, Xiamen University-Kobe University International Economic Law Seminar, 22 March 2017, Xiamen University, China
- 9) Dai Tamada, “Possibility to Exclude the Award of the South China Sea Case by an Agreement between Philippines and PRC”, Chinese (Taiwan) Society of International Law, 2017 ILA-ASIL Asia-Pacific Research Forum: “The Geopolitics of International Law: Contemporary Challenges for the Asia-Pacific”, 20 May 2017, Howard Civil Service International House, Taipei, Taiwan
- 10) 玉田大「国際裁判の紛争解決メカニズム—最近の判例動向を中心に—」第 1 回東アジア国際法フォーラム（上海会議）「東アジアにおける国際法の役割」, 2017年6月10日、上海社会科学学院
- 11) Dai Tamada, “Japan-South Korea Comfort Women Agreement: What was Agreed with Legally Binding Force?”, Kobe Seminar on International Law 2017: “What Constitutes Treaty in International Jurisprudence and State Practice”, 19 June 2017, Kobe University
- 12) 玉田大「南シナ海事件仲裁判断の射程—日本の視点から—」Kobe Seminar on International Law 2017: 「南シナ海事件と国連海洋法条約」, 2017年8月24日、神戸大学
- 13) 玉田大「WTO 紛争解決手続における先例拘束原則—国際紛争処理手続との比較分析—」日本国際経済法学会 2017 年度研究大会、2017年10月15日、一橋大学
- 14) Dai Tamada, “Arms Export Control via International Humanitarian Law: the UK Judgment of 2017”, Third International Symposium of INGEER (International Group of Experts on Export Regulations), 24 November 2017, Kobe University
- 15) Dai Tamada, “Doctrine of Estoppel Applied in the UNCLOS-DS Mechanism: New Development of Case Law?”, Kobe Seminar on International Law: “Beyond UNCLOS: International Law Issues in Maritime Dispute Settlement”, Kobe University, 17 January 2018

- 16) Dai Tamada, “Japan and the ICJ”, iCouts (The Danish National Research Foundation's Centre of Excellence for International Courts), "Workshop on the ICJ Research Handbook", University of Copenhagen, Denmark, 10 February 2018
- 17) Dai Tamada, “Legal Status of SOEs in Investor-State Arbitration”, Colloquium: "International Investment Law and Competition Law", 27 September 2018, University of Zaragoza, Spain
- 18) Dai Tamada, “Introduction to Japanese Judges in PCIJ and ICJ”, Kobe Workshop on International Law: "Mineitciro Adatci and International Dispute Settlement", 11 December 2018, Kobe University
- 19) Dai Tamada, “The Japan-South Korea Claims Agreement of 1965: Complexity in Subsequent Agreement and Practice”, Kobe Workshop on International Law: "Subsequent Agreement and Practice in Treaty Interpretation" 18 December 2018, Kobe University
- 20) Dai Tamada, “Basic Principle of Damages in International Law: Consistency and Inconsistency of the Chorzów Formula”, Kobe Workshop on International Law: "Damages and Compensation in International Environmental Dispute", 25 December 2018, Kobe University
- 21) 玉田大 「日韓請求権協定の射程—条約解釈と紛争解決の観点から—」 「日韓関係における1965年体制の再検討—日韓請求権・経済協力協定の解釈論—」, 2019年2月28日、神戸大学

〔図書〕(計1件)

- ・ Dai Tamada and Philippe Achilleas (eds.), *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations* (Springer, Springer Briefs in Economics, Kobe University Social Science Research Series, 2017, vi + 170pp.)

〔その他〕

ホームページ等：<https://tamada6.wixsite.com/tamadailaw>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。